

八王子市地域主体による助け合い・社会参加応援事業実施要綱

令和2年(2020年)4月1日施行

令和3年(2021年)4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第2項第5号に定める生活支援体制整備事業のうち、地域主体による多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加を推進するための活動(以下「地域助け合い活動」という。)支援について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 高齢者の日常生活における様々な困りごとを支援する「生活支援」や、高齢者の社会参加と交流を促進する「通いの場」の活動を支援することで、多様な主体の創意工夫による「地域助け合い活動」を醸成し、地域主体による生活支援体制の充実を図る。

(定義)

第3条 この要綱における用語は、法、介護保険法施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)の例による。

- 2 この要綱における「生活支援」とは、高齢者の居宅における多様な生活上の困りごとに対し、地域住民が主体となって行う掃除、洗濯、買い物、ゴミだし、庭の手入れ等の多様な生活援助をいう。
- 3 この要綱における「通いの場」とは、趣味活動や生涯学習、運動等を通じて、高齢者の生きがいや外出の機会を創出し、地域住民の交流を図る(地域の中で住民同士が繋がりを持つ)多様な活動の「場」をいう。

(対象)

第4条 地域助け合い活動に参加又は協力する住民、地縁組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、その他株式会社等の法人等とする。(以下「多様な主体」という。)

(内容)

第5条 市は、多様な主体を「八王子市地域助け合い・社会参加応援団体」(以下「助け合い活動団体」という。)として登録し、次の各号に定める活動支援を提供する。

- (1) 生活支援コーディネーターによる活動支援(相談、情報提供、資源とのマッチング等)
- (2) 市の広報紙やホームページ等を通じた活動の広報
- (3) 安心・安全な活動を目的とした傷害保険の加入(住民主体の活動に限る。)
- (4) 多様な主体間の情報共有と関係づくりを目的とした交流会の開催
- (5) 「八王子市住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金」の申請支援
- (6) その他、地域課題の解決に向けた取り組みで必要な事項については、別途多様な主体ごと協議し、決定する。

(登録申請・選定)

第6条 地域助け合い活動団体への登録を希望する多様な主体は、次に定める様式を市に提出する。

- (1) 八王子市地域助け合い・社会参加応援団体申請書兼誓約書(別紙第1号様式)
 - (2) 活動内容がわかるもの(リーフレット、チラシ等)
- 2 市は、前項に定める様式等の内容及び次に定める要件に該当しないことを確認し、地域助け合い活動団体として登録を決定する。
- (1) 自らの営利を優先した活動でないこと。
 - (2) 政治活動及び宗教活動でないこと。
 - (3) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対する活動でないこと。
 - (4) その他、高齢者の安全・安心な日常生活を阻害する活動でないこと。

(活動報告)

第7条 助け合い活動団体は、年度ごと3月31日までに、当該年度内の活動内容(実施内容、実施回数、参加人数、実施時の様子等)についてまとめた「助け合い活動実績報告書」を市に提出すること。(任意様式)

(公表)

第8条 市は、助け合い活動団体の情報について、次の各号を含む活動内容を公表する。

- (1) 団体の概要(名称、住所、連絡先等)
- (2) 活動内容、時間、範囲
- (3) 参加者が負担する費用
- (4) その他活動に関して必要な事項

(登録変更・取消)

第9条 助け合い活動団体の内容に変更があった場合又は登録の取り消しを希望する場合、別紙第1号様式の提出により、速やかに市に報告すること。

- 2 市は、前項に定めるほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) 活動が休止していると認められる場合
 - (2) 第6条第2項に定める要件に反する状況が確認された場合
 - (3) 応援企業の取り消しがされた場合
 - (4) その他、市が目的に反する活動と判断する場合

(活動の留意事項)

第10条 助け合い活動団体は、安心・安全な活動が継続できるよう必要な対策を講じること。

- 2 活動団体は、地域との結び付きを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関連機関と連携した取り組みを推進すること。
- 3 活動にあたり発生する事故等については、活動団体の責務において適切に対応すること。
- 4 日頃より地域課題やニーズの把握に努め、生活支援コーディネーターとの意見交換や生活支援協議

体等への参加、地域包括支援センターと連携した介護予防の取り組み等、市が推進する生活支援体制の充実に協力すること。

(その他)

第 11 条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。